

●香川県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年10月29日から同年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 久保谷塩江線（154号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町上西甲400番3地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	7.2~11.6	74	令和2年香川県告示第 249号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和3年10月29日